

令和 6 事業年度 特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等 支給関係業務事業計画変更

令和 6 事業年度における特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事業計画は、次のとおりとする。

1. 特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（以下「法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づき、給付金等の支給を行うものである。
2. 法第 37 条の規定に基づき、政府から支払基金に交付される交付金として、

	(117, 711, 968 千円)
交付金	<u>138, 687, 481 千円</u>

を受け入れることを予定している。

3. 前記 2 の交付金等により、法第 3 条（給付金）、法第 7 条（訴訟手当金）、法第 8 条（追加給付金）、法第 12 条（定期検査費）等の規定による給付金等として、

給付金等	145, 095, 700 千円
------	------------------

を支給することを予定している。

注 括弧内は事業計画変更前の金額である。
下線分は事業計画変更後の金額である。